

第5期 せつつ高齢者かがやきプラン

摂津市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画



平成24年3月
摂津市

概要版

1

計画策定の趣旨

社会情勢の変化とともに高齢者の生活スタイルや価値観が多様化するなか、高齢者福祉への対応は、地域での協働が必要不可欠となっており、介護や支援を必要とする方を身近な地域で見守り、支え合う体制の構築を図るとともに、元気な高齢者がより元気に充実した生活を過ごせるような環境づくりをより一層推進することが求められます。

「第5期せつつ高齢者かがやきプラン」は、このような状況やこれまでの本市の高齢者施策の実績などを踏まえ、「第4期せつつ高齢者かがやきプラン」を見直し、本市の今後の高齢者保健福祉・介護保険事業の施策の方向性を明らかにするもので、これからも誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、市民・事業者・行政が協働して事業を円滑に実施していくための指針を示すものです。

2

計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とし、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられており、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。



(1) 将来像

いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ

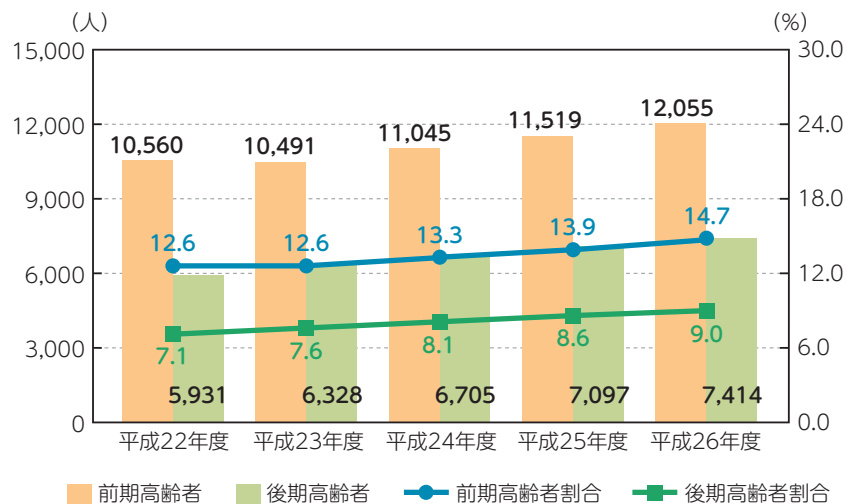
超高齢社会を明るく活力あるものにするためには、高齢者自身が持っている知識や能力を発揮し、自らが社会参加や介護予防、健康づくりに努めるとともに、行政や事業者、地域組織、ボランティア、NPO、自主グループなど、地域の様々な社会資源が協働し、役割を分担しながら、活動を展開していく必要があります。

また、介護や支援が必要とされている方への取組みも重要な課題であり、これらを解決しながら、誰もが身近な地域で、多様化した生活様式や価値観に配慮しながら、高齢者自身が自ら望む生活を実現できるよう、第5期計画においてもこれまでの将来像を踏襲し、「いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ」をめざします。

(2) 高齢者人口・要介護認定者数の推計

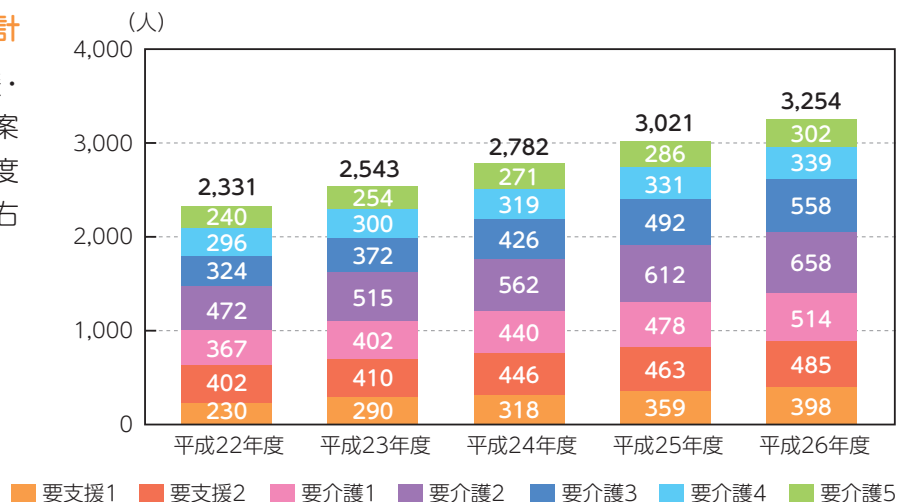
① 高齢者人口の推計

平成18年度から平成22年度までの住民基本台帳と外国人登録原票の推計人口をもとに、平成26年度までの総人口の推計を行いました。今後、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しますが、高齢者に占める後期高齢者割合の上昇が予測されます。



② 要支援・要介護認定者数の推計

本市における近年の要支援・要介護認定者数の動向等を勘案し、平成26年度までの要介護度別の認定者数を推計すると、右のようになっています。



(1) 介護予防と健康づくりの推進

重点施策を進めていくうえでの課題認識

本市では、平成22年の高齢化率が19.7%となっており、比較的高齢化率が低くなっています。しかし、今後は高齢者数が急速に増加していくことが予測され、40歳代、50歳代の壮年期からの健康づくりをはじめ、介護予防を推進していくことが重要です。

運動器の機能向上は、介護予防事業の中核であることから、多くの高齢者が参加できるような仕組みづくりが必要です。そのためには、今後、身近な地域や他の社会資源と連携しながら介護予防を推進し、介護予防を身近なものとしてとらえ、健康づくりを推進する体制を拡充していく必要があります。

介護予防と健康づくりの推進方策

① 介護予防の効果的な推進

- 今後も健康づくりグループを育成し、楽しく健康づくり・コミュニティづくりに参加できる環境をつくれます。
- 健康づくりグループを通じて、主体的な健康づくりや介護予防の活動を広げていき、元気な高齢者の育成を図ります。

② 健康づくり・生活習慣病予防の推進

- 「健康せつつ21」と連携し、壮・中年期の健康づくりを進めながら、高齢者の心身の健康づくりにつなげます。

③ 地域の資源と連携した介護予防・健康づくりの推進

- 総合型地域スポーツクラブや地域のサロン活動などと連携して、生きがいづくりとあわせて介護予防や健康づくりを推進します。
- 総合型地域スポーツクラブでは、「摂津みんなで体操三部作」や介護予防事業を実施することにより、身近なことから介護予防につなげます。

(2) 認知症高齢者への支援

重点施策を進めていくうえでの課題認識

本市では「認知症支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、地域組織・住民、大学、介護・医療・福祉の各機関や団体、事業者、行政などが連携し、企画・立案のもと、高齢者が認知症になっても身近な地域で生活できるための仕組みをつくっています。

こうした仕組みを生かしながら、地域における認知症への理解や見守り、ボランティアの育成などの施策を推進していくことが求められています。

認知症支援プロジェクトチームによる地域支援の推進方策

① 地域支援の推進

- 徘徊見守り
- 介護者家族の会への支援
- キャンペーンの実施
- 介護サービス事業者による地域活動の推進
- ボランティアの育成

② 認知症の方や家族が安心して暮らせるあったかまちづくりの推進

- 地域包括支援センターを中心に、地域組織・住民、介護・医療・福祉、近隣の大学、行政などとの連携を強化します。
- 保健所やかかりつけ医などとも連携しながら、認知症サポート医の確保や医療機関との連携強化を図ります。
- ネットワークを通じて相談体制の充実を図るとともに、権利擁護に関する制度や事業の活用、認知症サポーターによる見守り、介護者への支援など、必要なサービスに結びつけます。



(3) 在宅生活への支援

重点施策を進めていくうえでの課題認識

高齢者の意向としては、身近な地域での生活を望んでいる方が多く、一人ひとりの思いを実現できるよう、在宅で生活するうえでの支援の充実が必要となっています。

一方で、家族介護者の精神的・身体的負担は大きいことから、その軽減を図る必要があります。また、災害などの緊急時の避難について不安が大きいことから、災害時における高齢者支援の体制づくりなどを重点的に推進し、身近な地域で安心して暮らせる環境をつくるのが課題となっています。

在宅生活への支援の推進方策

① 家族介護者への支援

- 介護による精神的・身体的負担を軽減できるよう、介護者家族の会や事業者と協働して、中学校区ごとに介護者同士の交流会や介護者教室、介護相談を一体的に実施することを検討します。
- 地域密着型特別養護老人ホームに併設したショートステイの整備を検討し、ベッド数の増加を図ります。また、サービス事業者や関係組織などと連携しながら、緊急時にも安心してサービスを利用できる体制の整備を図ります。
- 地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、ケアマネジャー、民生児童委員などと連携しながら、様々な機会をとらえた情報提供を行い、必要なサービスにつなげる体制づくりに努めます。
- ケアマネジャーに対する積極的な情報提供と助言に努めます。

② 災害時における高齢者支援体制の確立

- 災害時に要介護者と想定されるひとり暮らし高齢者の方の名簿を作成し、自治会及び民生児童委員への名簿提供を行います。
- 消防、防災管財課をはじめとする関係各課のほか、民生児童委員、自治会、老人クラブなどの地域組織と連携し、安否確認方法、避難誘導、避難者への支援内容、認知症高齢者への対応等について、それぞれの役割分担を明確にします。
- 支援体制などを定めた全体計画について、関係課と連携し、早期に確立します。
- 介護保険サービス事業者に対しては、マニュアルの整備など、有事における対応意識の醸成や、避難所における介護体制の整備などを進めるように努めます。



1. 生きがいづくりの推進と社会参加の支援

(1) 生きがいづくりへの支援

高齢者の社会活動、生涯学習、地域活動を行うことができる環境が徐々に充実してきているなか、今後は地域における活躍の場を提供し、高齢者自身の知識や技能を生かしながら、生きがいづくりや社会参加の促進を図り、高齢者の元気づくりにつなげます。

今後の取組み

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 老人クラブへの支援 | ② シルバー人材センターへの支援 |
| ③ 生涯学習活動の充実 | ④ いきいきカレッジ(老人大学)の充実 |
| ⑤ 老人福祉センターへの支援 | ⑥ スポーツ活動の充実 |
| ⑦ 多様な担い手によるネットワークづくり | |

2. 健康づくりの推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病が要介護状態となる大きな一つの要因であり、生活機能の低下は、若い頃からの生活習慣と密接なかかわりがあります。

そのため、「健康せつつ21」、「摂津市特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防や各種健康づくり施策など、健康寿命を延ばす施策を推進します。

今後の取組み

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 生活習慣病の予防 | ② 歯周疾患の予防 |
| ③ がん検診の受診率向上 | ④ 健康教育 |
| ⑤ 健康相談 | ⑥ 機能訓練 |
| ⑦ 訪問指導 | |

(2) 必要な医療サービスの確保

低所得の方や医療ニーズの高い障害のある高齢者への医療費助成制度、かかりつけ医制度の推進などにより必要な医療サービスの確保に努めるとともに、持続可能な制度となるように適正な受診の促進を図ります。

今後の取組み

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 老人医療費の助成 | ② かかりつけ医の推進 |
| ③ 医療受診の適正化 | ④ 医療機能情報提供制度の周知 |

3. 介護予防事業の推進

(1) 一次予防事業の推進

市民に対する健康づくりへの関心の高まりと自主グループが増加するなか、老人クラブや民生児童委員、自治会など、地域の団体と協力した活動場所の確保をはじめ、自主グループの育成、活動支援を引き続き行いながら、地域に根づいた介護予防活動の普及を図ります。

今後の取組み

- ①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業

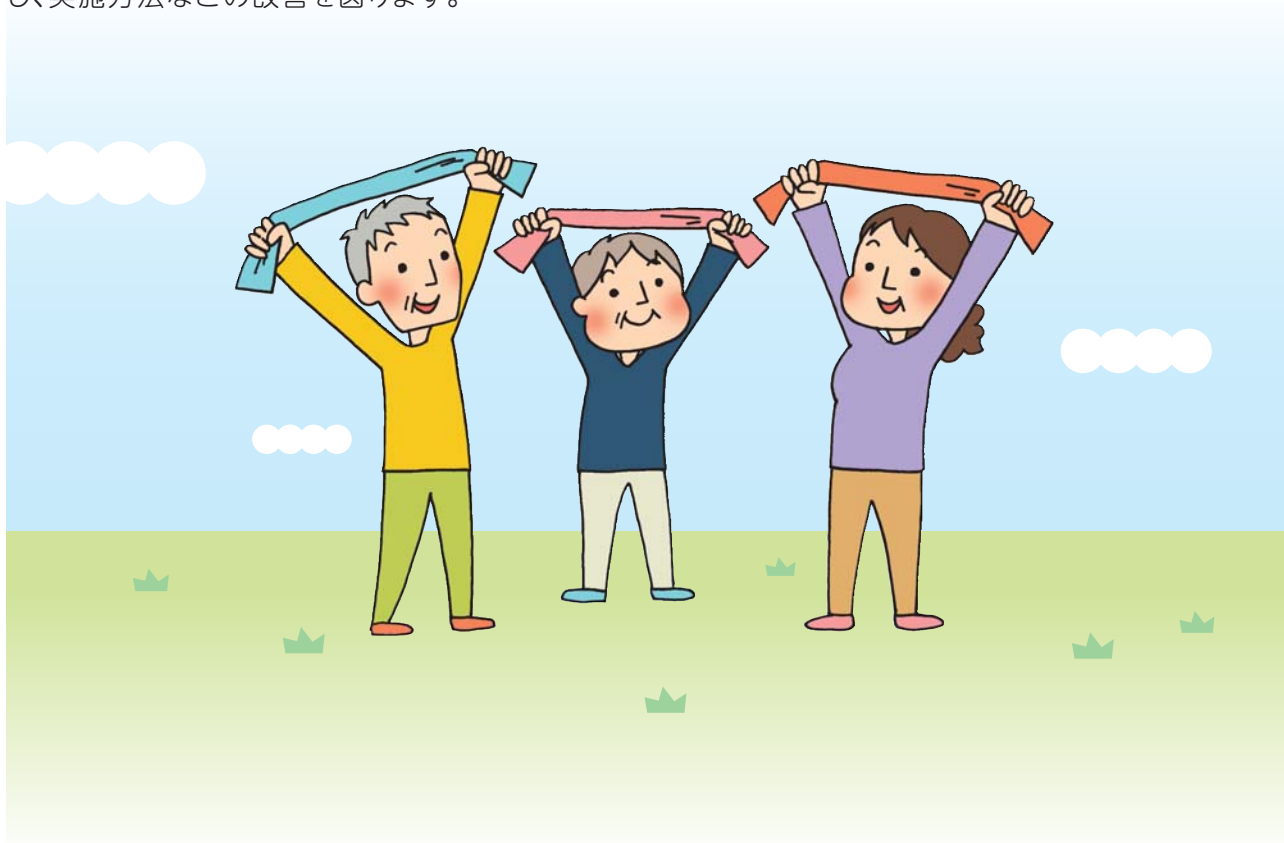
(2) 二次予防事業の推進

二次予防事業では、運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケアなどのプログラムを8回1クールとした「はつらつ元気アップ教室」を行っており、教室終了後も地域の健康づくりグループとして体操などを続けられるよう、いきいき体操の会にも協力してもらい、サポートを行っています。

地域で気軽に参加でき、継続した介護予防活動を行うことができるよう、老人クラブ、民生児童委員等と連携し、必要な方が参加できる環境の整備を進めます。

(3) 介護予防施策評価事業

厚生労働省による「地域支援事業実施要綱」に沿って、達成状況を検証しながら事業の評価を実施し、実施方法などの改善を図ります。



4. 高齢者の安心ある暮らしの確保

(1) 在宅医療の推進

医療と介護の関係者が連携し、サービスを連続的かつ包括的に提供する仕組みを充実させます。

今後の取組み

- ①医療と介護の連携強化
- ②在宅医療の充実

(2) ニーズに対応した住まいの確保

高齢者向けの住まいの実態把握・情報提供に努めるとともに、住宅改修や、まちのなかで安全・快適に行動ができるよう、施設や歩道の整備など、バリアフリー化を図ります。

今後の取組み

- ①適切な住宅改修の促進
- ②高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成
- ③在宅支援拠点と連携した住まいの確保
- ④バリアフリーのまちづくりの促進
- ⑤軽費老人ホーム(ケアハウス)等への入居

(3) 見守りサービスの確保

ひとり暮らし高齢者のより一層の生活実態を把握するとともに、本来必要な人にサービスが届いているか、利用者の状況を再確認しながら、サービス提供のあり方を検討します。

今後の取組み

- ①ライフ・サポーター事業(高齢者見守り訪問・支援)
- ②愛の一声訪問(乳酸菌飲料の配布)
- ③緊急通報装置の設置
- ④救急医療情報キットの配布
- ⑤消防緊急通報システムの普及促進

(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスを今後も継続して実施するとともに、よりニーズや必要性の高いサービスを重点的に実施できるように、事業の見直しを行います。

今後の取組み

- ①日常生活支援ヘルパーの派遣
- ②日常生活支援ショートステイ・ナイトケア
- ③日常生活用具(電磁調理器・火災警報器・自動消火器)の給付
- ④日常生活用具(福祉電話)の貸与
- ⑤家族介護用品(紙おむつ等)の給付
- ⑥寝具乾燥・丸洗いサービス
- ⑦ふれあい配食サービス
- ⑧高齢者移送サービス

5. 地域におけるケア体制の整備推進

(1) 地域包括支援センターの運営

「地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」の中核となる地域包括支援センターにおいて、ボランティア育成などを行うとともに、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカーとの連携のもと、医療、福祉、生活支援、権利擁護、住宅等のサービス情報の収集・発信の強化、関係機関と介護支援専門員との連携体制の強化、地域包括ケアの提供に向けた介護支援専門員への研修の開催などに努め、市民や地域からの相談への対応を図ります。

センターの機能の充実にあわせて、高齢者やその家族が気軽に相談することができるよう、積極的なPRにも取り組みます。

認知症高齢者、高齢者虐待などの地域課題を通じた徘徊の見守りネットワークやボランティア育成などの構築を地域とともに図っていくなど、地域別会議の充実に取り組みます。

今後の取組み

① 摂津市地域包括支援センターの運営

② 包括的支援事業

- 総合相談支援業務・権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務

③ 指定介護予防支援事業

(2) 地域包括ケアシステムの推進とコーディネート

関係機関と連携のもと、施策の推進や体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが高齢者のニーズに応じて、適切にコーディネートできるようその機能の強化に努めます。

今後の取組み

① 地域包括支援センター職員のスキルアップへの取組み

② コミュニティソーシャルワーカーとの連携

③ 在宅生活を支える多様な担い手の確保

④ 地域における社会資源の整備

⑤ 社会貢献事業との連携

(3) 地域における支援ネットワークの発展強化

民生児童委員のみならず、自治連合会、老人クラブとも連携して協力体制を構築し、人的及び情報のネットワーク化を推進し、より重層的なネットワークの構築を図ります。

今後の取組み

① 専門職ネットワークの推進

② 地域における多様な主体の参画による重層的なセーフティネットの構築

③ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

6. 高齢者の尊厳と自立に向けた支援

(1) 高齢者虐待防止の取組みの推進

「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」を中心に、高齢者虐待防止に向けて、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見・対応に努めます。

「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」の地域別会議を推進し、地域への普及啓発を図ります。

今後の取組み

- ① 高齢者虐待防止のための取組み
- ② 高齢者の権利擁護に向けた取組み

(2) 人権・権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を広く市民に周知するとともに、高齢者の人権について知識を深めるためのPRを行います。

高齢者の人権を守るため、高齢者虐待や消費者被害などの相談から権利を守る必要性を確認し、対応を図るとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域住民や関係機関との連携を含めた体制の整備を継続して行います。

今後の取組み

- ① 成年後見制度等の普及啓発
- ② 成年後見制度に係る市長申立制度の活用
- ③ 消費者被害の防止
- ④ 個人情報の適切な利用

(3) 認知症高齢者支援の推進

認知症支援ボランティアが、認知症高齢者や家族、介護者への支援をより広く行えるよう、活動の場づくりに努めるとともに、地域の支援者のスキルアップを図ります。

今後の取組み

- ① 認知症の早期発見・早期対応
- ② 認知症高齢者や家族、介護者への支援
- ③ 認知症サポーター100万人キャラバンへの取組み

(4) 高齢者の閉じこもり・孤立死防止

高齢者が身近に集える場の提供に努め、閉じこもり防止を図るとともに、住民団体や地域と連携のもと地域の見守りを行いながら、生活支援に努めます。

今後の取組み

- ① いきいき通所事業（ふれあいサロン・ふれあいリハサロン）
- ② 街かどデイハウス
- ③ 多様な生活支援サービスの確保

7. 個々の高齢者等に配慮した施策の推進

(1) 利用者支援方策の推進

地域のニーズに即して、地域における出張相談の会場の増加に努めるとともに、より一層の制度の周知を図り、また、制度では解決できない新たな地域課題に対しても、庁内での連携を図りながら取り組みます。

今後の取組み

- ①制度周知等の充実
- ②相談支援体制の充実
- ③利用者負担の軽減策

(2) 介護サービスの質の向上

介護給付適正化に取り組むとともに、事業者への助言指導に努めます。

利用者や家族にわかりやすく適切な情報を伝える方策を検討し、事業者やボランティアなどとの協働で、介護サービスに関する啓発活動を実施します。

今後の取組み

- ①サービス事業者への指導・助言
- ②ケアマネジャーへの支援
- ③適切なサービス事業者の指定



8. 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 適切な要介護認定

要介護認定は、介護や支援を必要とする程度（要介護度）を決定する介護保険サービス利用の入り口であり、公平・公正に行うことが、制度を信頼のあるものにするといえます。

要介護認定には大きく分けて、「訪問調査」「主治医意見書作成」「介護認定審査会」の3つのプロセスがあり、これらが中立・公正に行われるよう努めます。

今後の取組み

- ①訪問調査
- ②主治医意見書作成
- ③介護認定審査会

(2) 介護給付適正化のより一層の推進

「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合」「縦覧点検」「介護給付費通知」「給付実績の活用」の8事業について目標を定め、その達成に努めます。

今後の取組み

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修の適正化
- ④福祉用具購入・貸与調査
- ⑤医療情報との突合
- ⑥縦覧点検
- ⑦介護給付費通知
- ⑧給付実績の活用

(3) 介護保険事業の評価の推進

「せっつ高齢者かがやきプラン推進会議」において、報告・説明を行うほか、運営状況をまとめた小冊子を作成、公表するなど、市民への情報提供に努めます。

介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析するとともに、市民に対する運営状況の情報開示に取り組みます。



6

介護サービスの見込み量

今後3か年における介護サービス量は以下ようになります。

単位:人/年

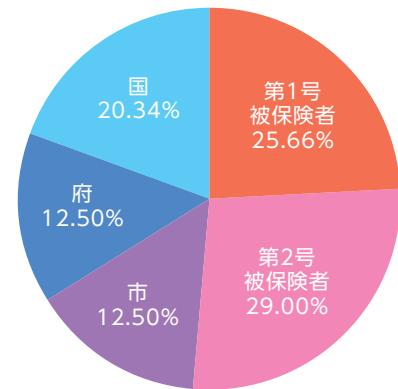
サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護サービス			
訪問介護	7,176	7,704	8,208
訪問入浴介護	618	629	642
訪問看護	2,784	3,048	3,300
訪問リハビリテーション	270	276	294
居宅療養管理指導	1,619	1,750	1,881
通所介護	5,940	6,557	7,186
通所リハビリテーション	2,796	3,083	3,358
短期入所生活介護	1,932	2,148	2,388
短期入所療養介護	276	312	336
特定施設入居者生活介護	498	516	528
福祉用具貸与	8,975	9,765	10,556
特定福祉用具販売	228	256	288
住宅改修	196	212	240
居宅介護支援	14,280	15,852	17,328
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72	100	120
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,067	1,165	1,268
小規模多機能型居宅介護	288	300	300
認知症対応型共同生活介護	577	613	648
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	348	696
複合型サービス	0	132	300
施設サービス			
介護老人福祉施設	3,204	3,240	3,288
介護老人保健施設	2,028	2,052	2,064
介護療養型医療施設	108	84	48
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	4,176	4,464	4,788
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	375	402	429
介護予防訪問リハビリテーション	40	44	48
介護予防居宅療養管理指導	146	161	175
介護予防通所介護	1,806	1,943	2,081
介護予防通所リハビリテーション	708	764	840
介護予防短期入所生活介護	36	72	84
介護予防短期入所療養介護	12	12	24
介護予防特定施設入居者生活介護	72	72	72
介護予防福祉用具貸与	1,720	1,843	1,967
特定介護予防福祉用具販売	108	132	156
介護予防住宅改修	132	144	156
介護予防支援	6,420	6,824	7,320
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	48	60	60
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

保険給付費の負担割合

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて政令で定められ、平成24年度からの第5期計画期間においては、第1号被保険者が21.0%、第2号被保険者は29.0%となります。

ただし、国負担金のうち5%相当分については、交付率が調整され、本市の第1号被保険者の負担割合は、25.66%となることが予測されます。

保険給付費の負担割合



第1号被保険者の所得段階別割合と保険料

今期計画においても一定の軽減措置を講じることができるよう、また、保険料必要額を確保できるように、弾力的な対応を実施します。

第5期計画では、第3段階の細分化(世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下)を設定することにより、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を設定します。

所得段階別保険料率及び保険料

段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 生活保護受給者の方	基準額×0.5	年額 29,940円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
特例 第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、合計所得金額と 課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.70	年額 41,916円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、 第1段階・第2段階・特例第3段階に該当しない方	基準額×0.75	年額 44,910円
特例 第4段階	世帯に市町村民税課税の方で、本人が市町村民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	年額 53,892円
第4段階	世帯に市町村民税課税の方で、本人が市町村民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	年額 59,880円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.2	年額 71,856円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上 200万円未満の方	基準額×1.25	年額 74,850円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上 400万円未満の方	基準額×1.5	年額 89,820円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上 600万円未満の方	基準額×1.75	年額 104,790円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上 1,000万円未満の方	基準額×1.85	年額 110,778円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.0	年額 119,760円



第5期

せつ高齢者かがやきプラン

摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概要版

発行：摂津市保健福祉部 高齢介護課・保健福祉課
〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号
TEL 06-6383-1111(大代表)／072-638-0007(代表)